

## 企業主導型保育事業費補助金実施要綱の改正概要

令和4年1月

○実施要綱について所要の改正を行い、令和4年1月1日から適用するもの。

○主な改正点は以下のとおり。

①新型コロナに伴う利用者負担額減免臨時給付費の助成期間の延長

→ 令和3年12月末日から令和4年3月末日に延長。

②保育士等処遇改善臨時加算の創設

→ 令和4年2月から実施される認可保育所等における保育士等の収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置について、企業主導型保育施設においても同様の対応を行うために創設。

③その他、全体の体裁調整

以 上